大津市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和4年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	344,247人	143,997,264千円	4,636,977千円	23,842,288千円	16.6%	13.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和3年度	2,133人	7,625,266千円	2,655,364千円	3,351,222千円	13,631,852千円

一人当たり給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
6,391千円	6,332千円

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

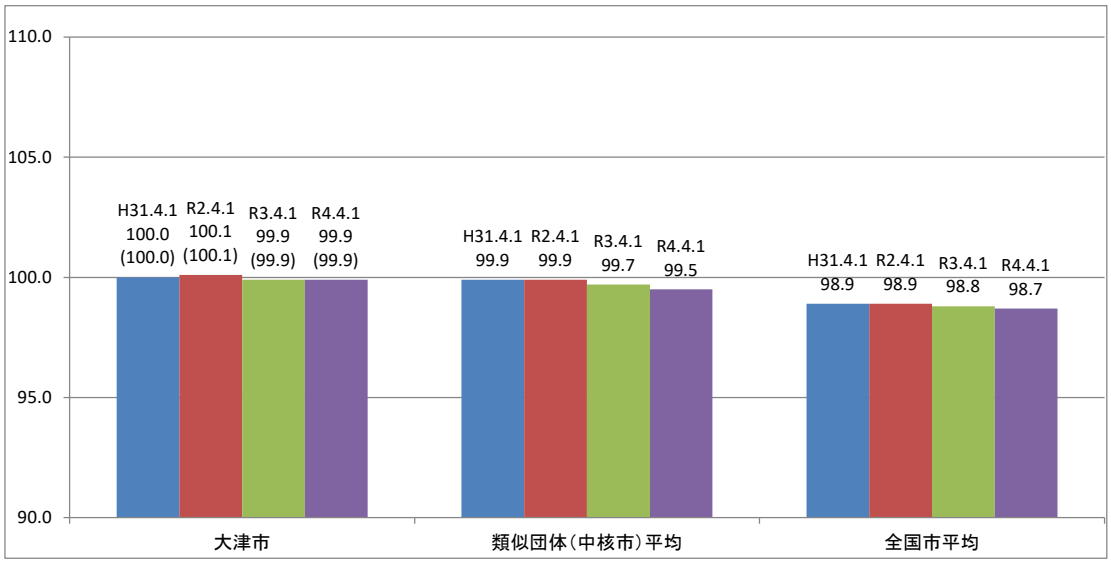

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実　施　　未実施　]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）　平成27年4月1日
（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準10%に対し、大津市においても10%を支給。

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。

	各年度の支給割合									
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
大津市の支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日　実施）

(5) 特記事項

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和４年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
大津市	42.0歳	318,910 円	442,552 円	386,467 円
滋賀県	41.8歳	317,332 円	425,002 円	362,061 円
国	42.7歳	323,711 円	－	405,049 円
中核市平均	42.0歳	318,322 円	407,946 円	363,649 円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
大津市	56.7歳	49人	336,418円	395,312円	378,441円	－	－	－	－
うち清掃職員	56.5歳	9人	333,389円	395,376円	379,622円	廃棄物処理業	47.0歳	306,000円	1.29
うち学校給食員	60.8歳	2人	255,200円	283,570円	280,720円	飲食物調理従業者	44.2歳	272,600円	1.04
うち用務員	56.1歳	30人	339,937円	396,927円	382,907円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	236,600円	1.68
うち自動車運転手	59.8歳	2人	318,100円	428,469円	353,485円	乗用自動車運転者	61.8歳	196,100円	2.18
滋賀県	54.1歳	93人	306,973円	350,154円	333,816円	－	－	－	－
国	51.1歳	2,114人	286,570円	－	328,416円	－	－	－	－
中核市平均	50.5歳	193人	321,523円	379,807円	352,752円	－	－	－	－

区　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
大津市	－	－	－
うち清掃職員	6,255,598円	4,266,500円	1.47
うち学校給食員	3,986,587円	3,631,900円	1.10
うち用務員	6,335,160円	3,187,900円	1.99
うち自動車運転手	6,438,138円	2,621,200円	2.46

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	41.5歳	308,631 円	407,671 円	345,390 円
滋賀県	－	－	－	－
国	47.7歳	319,817 円	－	358,479 円
中核市平均	39.2歳	301,176 円	401,565 円	332,323 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	40.8歳	292,669 円	364,994 円	336,018 円
滋賀県	－	－	－	－
国	44.0歳	338,582 円	－	388,577 円
中核市平均	37.4歳	281,356 円	336,150 円	313,084 円

⑤消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	40.4歳	303,743 円	422,575 円	354,742 円
滋賀県	－	－	－	－
国	－	－	－	－
中核市平均	38.7歳	305,482 円	404,212 円	351,423 円

⑥小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大津市	37.6歳	297,441 円	352,510 円
滋賀県	39.8歳	347,820 円	402,841 円
中核市平均	39.0歳	307,316 円	360,744 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和４年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区分		大津市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	194,412 円	総合職 195,500 円 一般職 182,200 円
	高校卒	154,900 円	161,148 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	154,900 円	154,049 円	147,900 円
	中学卒	146,100 円	141,981 円	139,900 円
看護・保健職	大学卒	212,600 円	－	212,600 円
	短大卒	192,400 円	－	200,700 円
福祉職	短大卒	182,200 円	－	－
消防職	大学卒	187,200 円	－	－
	高校卒	167,400 円	－	－
教育職（幼稚園）	大学卒	193,000 円	－	－
	短大卒	175,800 円	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和４年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,451 円	355,070 円	375,783 円	394,127 円
	高校卒	240,800 円	320,500 円	351,842 円	374,816 円
技能労務職	高校卒	－	－	362,800 円	363,300 円
看護・保健職	大学卒	272,600 円	338,900 円	362,100 円	362,100 円
	短大卒	－	324,900 円	－	－
福祉職	短大卒	256,025 円	320,700 円	345,622 円	356,944 円
消防職	大学卒	257,000 円	337,528 円	347,150 円	353,875 円
	高校卒	240,066 円	322,800 円	341,800 円	358,285 円
教育職（幼稚園）	大学卒	291,442 円	370,734 円	399,048 円	414,741 円
	短大卒	320,528 円	358,566 円	390,312 円	418,000 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長の職務	14人	1.3%	458,400円	527,500円
8級	次長の職務	25人	2.3%	408,100円	468,600円
7級	課長の職務	82人	7.4%	362,900円	444,900円
6級	課長補佐の職務	159人	14.3%	319,200円	410,200円
5級	主幹の職務	65人	5.9%	289,700円	358,700円
4級	係長の職務	288人	25.9%	264,200円	358,100円
3級	主任の職務	255人	23.0%	231,500円	314,300円
2級	主事、技師	222人	20.0%	150,600円	268,400円
1級	主事、技師	1人	0.1%	146,100円	193,900円

（注）１　大津市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

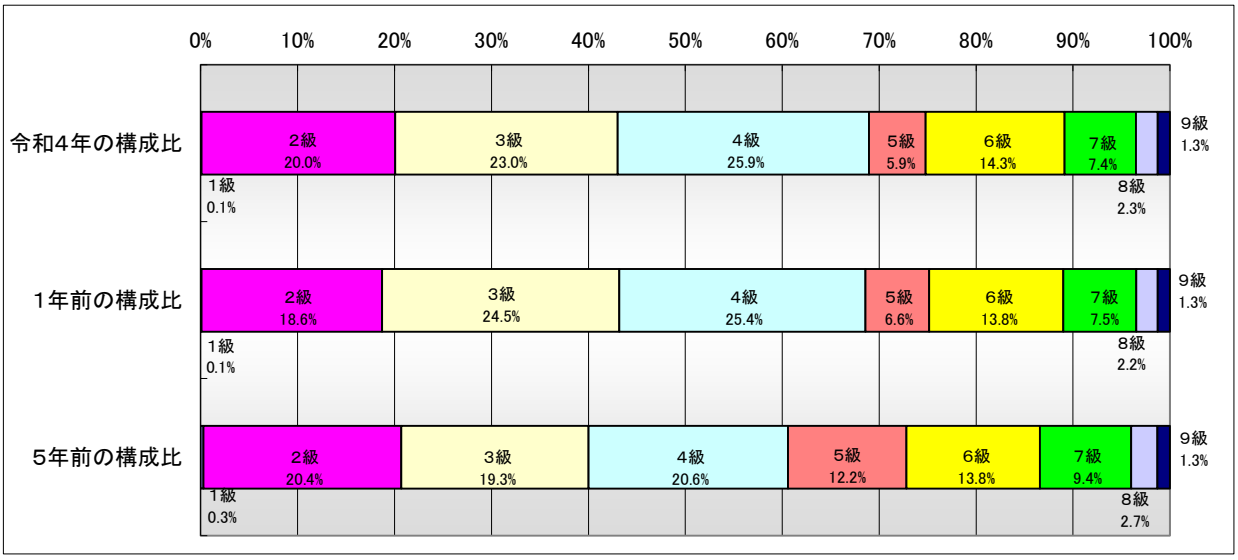

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和４年４月１日現在）

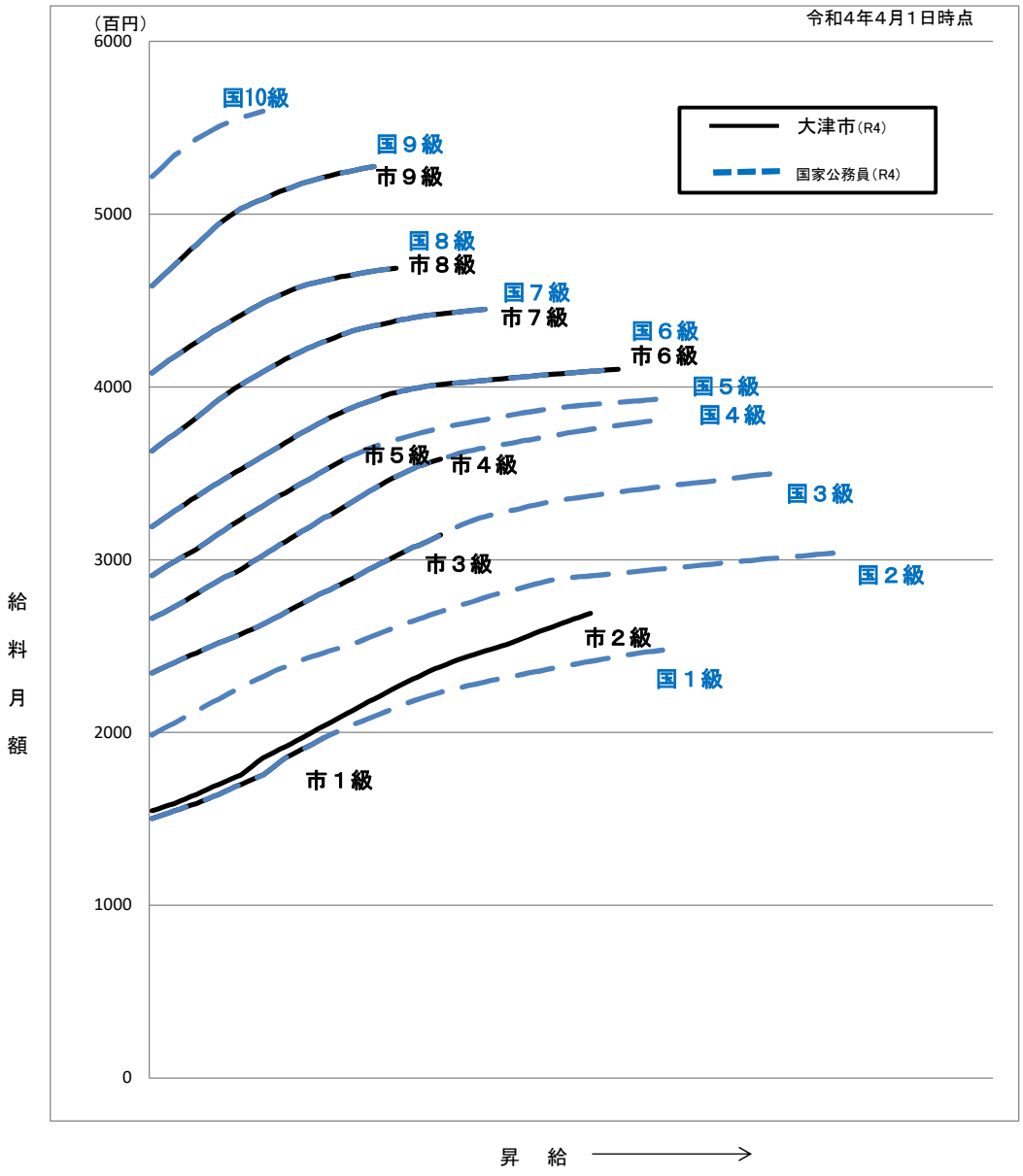

(3) 昇給への人事評価の活用状況（大津市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分		○		○
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大　津　市	滋　賀　県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度普通会計) 1,571 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度普通会計) 1,681 千円	－
(令和3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.90 月分 (1.45) 月分　(0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.90 月分 (1.45) 月分　(0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.90 月分 (1.45) 月分　(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10%～25%

※　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

※　令和３年人事院勧告における0.15月の引き下げ分（4.45月→4.3月）を令和４年６月期で調整

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大津市）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給成績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和４年４月１日現在）

大　津　市				国		
(支給率)	自己都合	応募認定	定　年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,671 千円	18,074 千円	20,427 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度普通会計決算)			802,077 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)			376,032 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大津市内	10.0 %	2,055 人	10.0 %
医　師	16.0 %	3 人	16.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度普通会計決算)	42,137千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)	113,577円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度普通会計)	17.3%
手当の種類(手当数) 一般職員	20

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等滞納処分手当	収納課、保険年金課等に勤務する職員	市税、保険料その他徴収金の滞納処分による財産の差押業務	281千円	件数400円
防疫作業手当	当該業務に従事した職員	感染症の病原体等に汚染された場所等の防疫作業	―千円	日額340円
医師研究等手当	医師、歯科医師	医療技術の研究	4,200千円	月額175,000円
感染症患者救護等作業手当	結核・伝染病棟に勤務する職員	感染症もしくは結核の患者の看護もしくは救護または感染症等の病原体に汚染された物件の処理作業 (特例)新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業	9,089千円	日額340円 (特例)日額3,000円 日額4,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等)
放射線取扱手当	当該業務に従事した職員	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業および放射線管理区域内において放射線等を人体に照射するための補助作業	7千円	日額350円
病理検査手当	当該業務に従事した職員	病理細菌の検出及び検査並びに検査器具等の処理作業	―千円	日額250円
行旅病人等取扱手当	当該業務に従事した職員	(1)行旅病人の保護収容等 (2)行旅死亡人の処置	―千円	(1)件数1,800円 (2)件数2,400円
社会福祉業務手当	福祉事務所の職員	社会福祉法第15条第4項(家庭訪問、面接、実地調査、指導等)に規定する業務	2,295千円	日額250円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	83千円	日額260円
清掃作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)一般廃棄物処理施設の処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2)廃棄物の収集、運搬、処分等で特に困難な清掃作業 (3)最終処分場の施設内における浸出水処理に係る作業	165千円	(1)日額300円 (2)日額500円(5時間以上) 日額300円(5時間未満) (3)日額1,000円(5時間以上) 日額600円(5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業 (2)公害に関する化学検査、研究等に伴う特に困難または危険な作業 (3)道路法第46条第1項の規定に基づき、通行禁止に必要な通行車両の誘導等の作業	43千円	(1)日額220円 (2)日額220円 (3)日額300円(深夜450円)
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある現場において行う巡回監視 (2)異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所または発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業または応急作業のための 災害状況の調査 (3)異常な自然現象もしくは大規模な事故により重大 な災害が発生した箇所またはその周辺において行う遭難救助	5千円	(1)日額480円(日没720円) (2)日額730円(日没1,095円) (3)日額730円(日没1,095円)
消防業務手当	消防職員	(1)救急現場での救急業務 ア 救急救命士が、救急現場に出動し、救急救命処置を行った場合 イ 救急現場に出動し、救急業務を行った場合 (2)火災現場等での消火作業または救助活動 ア 消防用車両または消防艇を運転して火災現場等へ出動し、機関員の業務を行った場合 イ 火災現場等へ出動し、消火作業または救助活動を行った場合 (3)潜水器具を着用の上潜水して行う水難救助活動もしくは捜索活動またはそれらの訓練 (4)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う消火作業もしくは救助活動またはそれらの訓練	11,582千円	(1)ア 件数500円(深夜750円) イ 件数200円(深夜300円) (2)ア 件数300円(深夜450円) イ 件数200円(深夜300円) (3)件数300円 (4)件数220円
動物死体収集作業手当	当該業務に従事した職員	ほ乳類に属する動物の死体の収集作業	―千円	日額300円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	132千円	日額200円
夜間特殊業務手当	消防職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜(22時から翌朝5時)において行われる業務	12,024千円	回数400円
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	待機表に基づきあらかじめ定められた日に待機を命ぜられている職員が、勤務を要しない日または時間において、緊急業務のため呼び出され指定された業務に従事した場合	―千円	回数300円(深夜500円)
精神保健等業務手当	当該業務に従事した職員	(1) 精神障害者の調査、診察の立会い、入院措置、訪問指導等の業務 (2) 結核患者の家庭訪問指導の業務	72千円	(1)日額340円 (2)日額230円
狂犬病予防等作業手当	当該業務に従事した職員	(1)予防注射、検診、捕獲又は薬殺の作業 (2)犬又はねこの引取り作業野犬等の収容に係る捕獲作業	11千円	日額300円
有害鳥獣駆除作業等当	当該業務に従事した職員	(1) 有害鳥獣の殺処分の作業 (2) 殺処分した有害鳥獣の死体の処理作業 (3) 有害鳥獣の放獣作業	306千円	1件あたり (1)大型獣2,000円、獣医師による薬殺処分500円、その他1,000円 (2)大型獣500円、その他300円 (3)300円、特に危険な作業1,000円

教員特殊残業手当	当該業務に従事した職員	(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務 (2) 修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 教育委員会が市長と協議して定める大会等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等その他教育委員会が市長と協議して定める日に行うもの	1,465千円	1日あたり (1)ア 8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えるもの 16,000円） イ 7,500円 ウ 3,000円(教育委員会が市長と協議して定める場合にあっては、7,500円) (2)および(3)5,100円 (4) 2,700円

手当の種類(手当数)　技能労務職員	8

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	当該業務に従事した職員	(1)感染症防疫作業に従事した場合	37千円	日額 340円
清掃作業等手当	右記に勤務する職員	(1)廃棄物減量推進課または環境美化センターに勤務し、廃棄物の収集、運搬、処分等で特に困難な清掃作業に従事した場合 (2)水再生センターに勤務し、特に困難な下水の終末処理作業に従事した場合	322千円	(1) 日額 500円(5時間以上) (1) 日額 300円(3時間以上5時間未満) (2) 日額 500円(5時間以上) (2) 日額 300円(3時間以上5時間未満)
動物死体収集作業手当	当該業務に従事した職員	ほ乳類に属する動物の死体の収集作業	―千円	日額300円
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	待機表に基づきあらかじめ定められた日に待機を命じられている職員が、勤務を要しない日または時間において、緊急業務のため呼び出され、あらかじめ指定された業務に従事した場合	―千円	回数300円(深夜500円)
狂犬病予防等作業手当	当該業務に従事した職員	(1)予防注射、検診、捕獲又は薬殺の作業 (2)犬又はねこの引取り作業野犬等の収容に係る捕獲作業	―千円	日額300円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	15千円	日額260円
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき道路の通行を禁止した区間内において、通行車両の有無の確認及び誘導、放置車両の引出し並びに通行車両に対する迂回路の指示等に従事した職員	―千円	日額300円（深夜450円）
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員	―千円	日額730円（日没1,095）

（注） 各手当は一般職員と名称が重複するものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度普通会計決算）	728,449 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度普通会計決算）	564,252 円
支給実績（令和2年度普通会計決算）	521,873 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度普通会計決算）	356,471 円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育教員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者　課長級以下 6,500円 配偶者　次長級 3,500円 配偶者　部長級 支給しない 子 10,000円 父母等　課長級以下 6,500円 父母等　次長級 3,500円 父母等　部長級 支給しない 16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		228,747千円	257,888円
住居手当	・借家(最高限度額)　30,000円	異なる	・借家 (最高限度額) 28,000円 ・持ち家　制度なし	140,396千円	338,304円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階に手当額を設定	異なる	・交通用具利用者 すべての交通用具利用者に対して、2,000円から31,600円まで距離に応じ13段階に手当額を設定	236,256千円	140,295円

管理職手当	下記の基準により定額を支給(行政職給料表適用者の場合) ・職務の級、9級に属する部長　118，400円 ・職務の級、8級に属する次長　96，900円 ・職務の級、7級に属する課長　79，500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐　61，900円	異なる	管理職員に特別調整額を支給	339,995千円	833,321円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	異なる	一般の宿日直 4,400円	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		31,525千円	124,114円
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に勤務する場合(時間単価×135/100)	同じ		98,143千円	76,021円
管理職員特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職　10,000円　・次長相当職　8,500円 ・課長相当職　7,000円　・課長補佐相当職　6,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職　5,000円　・次長相当職　4,300円 ・課長相当職　3,500円　・課長補佐相当職　3,000円	異なる	管理職員の特別調整額の区分に応じて支給	985千円	65,667円

5　特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体(中核市)における最高／最低額	
給料	市長	928,800 (1,032,000)円	1,180,000 円／	707,000 円
	副市長	807,300 (897,000)円	974,000 円／	696,000 円
報酬	議長	657,000円	827,000 円／	584,000 円
	副議長	611,000円	748,000 円／	504,000 円
	議員	563,000円	700,000 円／	475,000 円
期末手当	市長	(令和4年度支給割合)		
	副市長	3.30月分		
	議長	(令和4年度支給割合)		
	副議長	3.30月分		
	議員			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	1,032,000×在職月数×43/100	21,300,480 円	任期毎
	副市長	897,000×在職月数×38/100	16,361,280 円	〃
	備考			

(注)1　給料及び報酬の(　)内は、減額措置を行う前の金額である。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数 令和3年	職員数 令和4年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	17	17	0	
		総務	333	341	8	国スポ・障スポ大会推進室の増員
		税務	94	93	−1	
		労働	2	2	0	
		農林水産	27	28	1	
		商工	27	26	−1	
		土木	205	206	1	
		民生	442	456	14	組織の再編
		衛生	258	259	1	
		計	1,405	1,428	23	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　41.48　人 (中核市の人口1万当たり職員数　46.78　人)
	教育部門		301	304	3	
	消防部門		320	324	4	
	小計		2,026	2,056	30	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　59.72　人 (中核市の人口1万当たり職員数　64.31　人)
公営企業等会計部門	病院		0	0	0	
	水道		82	81	−1	
	下水道		59	59	0	
	その他		118	117	−1	退職不補充
	小計		259	257	−2	
合計			2,285 [2,430]	2,313 [2,430]	28 [0]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　67.19　人

(注) 1　職員数は一般職に属する職員数である。

2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和４年４月１日現在）

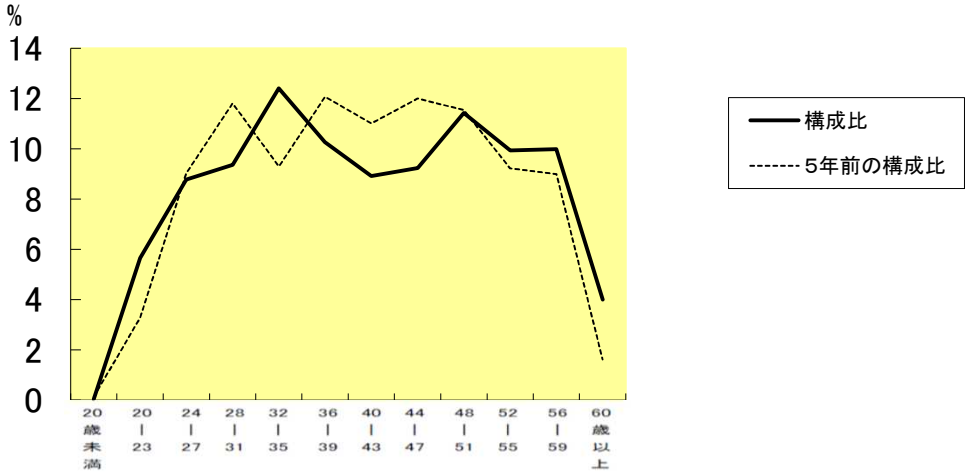

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	137人	213人	227人	301人	249人	216人	224人	277人	241人	242人	97人	2,425人

(3)職員数の推移

（単位：人・%）

年度 / 部門別	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	1,420	1,410	1,377	1,367	1,405	1,428	8	0.56%
教育	296	296	288	292	301	304	8	2.7%
消防	322	319	318	317	320	324	2	0.62%
普通会計計	2,038	2,025	1,983	2,086	2,142	2,168	130	6.38%
公営企業等会計計	332	318	275	269	259	257	−75	−22.59%
総合計	2,370	2,343	2,258	2,355	2,401	2,425	55	2.32%

（注）１ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
２ 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
令和3年度	5,729,650千円	1,421,020千円	592,233千円	10.3%	10.4%

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費186,568千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和3年度	82人	323,000千円	113,534千円	134,978千円	571,512千円	6,970千円

(参考)市町村平均一人当たり給与費
6,028千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
大　津　市	46.1歳	377,476　円	462,711　円
市町村平均	45.5歳	335,492　円	501,390　円
事　業　者	－		－

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

大津市(水道事業)	大津市(普通会計)
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,646　千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,571　千円
(令和3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分	(令和元年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　無し

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

大津市(水道事業)				大津市(普通会計)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定　年	(支給率)	自己都合	応募認定	定　年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	5,875 千円	5,214 千円	5,664 千円	1人当たり平均支給額	779 千円	18,853 千円	20,212 千円

(注)　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)			33,649 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			410,354 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
大津市内	10.0 %	81 人	10.0 %

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	607千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	14,116円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	52.4%
手当の種類(手当数)	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	― 千円	回数　100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	1千円	日額　350円 (深夜)525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	57千円	日額　260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2)下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	― 千円	(1)日額　300円 (2)日額　500円(5時間以上) (2)日額　300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1)地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2)交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3)水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	376千円	(1)日額　220円 (2)日額　300円 (深夜)450円 (3)日額　220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	― 千円	日額　350円 (深夜)525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2)異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3)異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助業務	23千円	(1)日額　480円 (2)日額　730円 (3)日額　730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	― 千円	日額　300円 (深夜)500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	― 千円	日額　200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1)正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2)正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	150千円	(1)回数　400円 (2)回数　5,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	27,167　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	418　千円
支給実績(平成30年度決算)	32,610　千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	480　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注）２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異　同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	・配偶者　課長級以下 6,500円 次長級　3,500円 部長級　支給しない ・子　10,000円 ・父母等　課長級以下 6,500円 次長級　3,500円 部長級　支給しない ・16歳から22歳までの子についての加算　5,000円	同じ		13,489千円	259,404円
住居手当	・借家(最高限度額)　30,000円	同じ		5,512千円	306,222円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階に手当額を設定	同じ		10,530千円	133,291円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118, 400円 ・職務の級、8級に属する次長 96, 900円 ・職務の級、7級に属する課長 79, 500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61, 900円	同じ		17,259千円	862,950円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		― 千円	― 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		966千円	193,200円
管理職員特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職 10,000円　・次長相当職 8,500円 ・課長相当職 7,000円　・課長補佐相当職 6,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職 5,000円　・次長相当職 4,300円 ・課長相当職 3,500円　・課長補佐相当職 3,000円	同じ		70千円	8,750円

(2)　下水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
令和3年度	8,718,120千円	2,280,220千円	432,428千円	5.0%	5.0%

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費134, 999千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
令和3年度	58人	235,439千円	73,306千円	100,300千円	409,045千円	7,053千円

(参考)市町村平均一人当たり給与費
5,920千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
大　津　市	47.4歳	391,414　円	471,951　円
市町村平均	43.9歳	331,629　円	493,022　円
事　業　者	－		－

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

大津市(下水道事業)	大津市(普通会計)
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,729　千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,571　千円
(令和3年度支給割合) 期末手当　2.55　月分　勤勉手当　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分	(令和元年度支給割合) 期末手当　2.55　月分　勤勉手当　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　無し

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

大津市(下水道事業)				大津市(普通会計)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定　年	(支給率)	自己都合	応募認定	定　年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,791 千円	1,791 千円	1,247 千円	1人当たり平均支給額	779 千円	18,853 千円	20,212 千円

(注)　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)			24,481　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			422,086　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
大津市内	10.0　%	59　人	10.0　%

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	70千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	10,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	12.1%
手当の種類(手当数)	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	― 千円	回数　100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	― 千円	日額　350円 (深夜)525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	― 千円	日額　260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2)下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	― 千円	(1)日額　300円 (2)日額　500円(5時間以上) (2)日額　300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1)地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2)交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3)水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	61千円	(1)日額　220円 (2)日額　300円 (深夜)450円 (3)日額　220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	― 千円	日額　350円 (深夜)525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2)異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3)異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助業務	10千円	(1)日額　480円 (2)日額　730円 (3)日額　730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	― 千円	日額　300円 (深夜)500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	― 千円	日額　200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1)正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2)正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	― 千円	(1)回数　400円 (2)回数　5,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	13,380　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	352　千円
支給実績(令和2年度決算)	11,589　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	305　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注）２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異　　同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	・配偶者　課長級以下 6,500円 次長級　3,500円 部長級　支給しない ・子　10,000円 ・父母等　課長級以下 6,500円 次長級　3,500円 部長級　支給しない ・16歳から22歳までの子についての加算　5,000円	同じ		9,221千円	256,139円
住居手当	・借家(最高限度額)　30,000円	同じ		1,882千円	313,667円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階に手当額を設定	同じ		7,746千円	138,321円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118, 400円 ・職務の級、8級に属する次長 96, 900円 ・職務の級、7級に属する課長 79, 500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61, 900円	同じ		16,487千円	785,095円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		― 千円	― 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		5千円	2,500円
管理職員特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職 10,000円　・次長相当職 8,500円 ・課長相当職 7,000円　・課長補佐相当職 6,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職 5,000円　・次長相当職 4,300円 ・課長相当職 3,500円　・課長補佐相当職 3,000円	同じ		24千円	4,000円

(3)　ガス事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
令和3年度	3,562,355千円	621,516千円	385,847千円	10.8%	11.3%

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費138, 806千円を含まない。

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和3年度	59人	234,494千円	74,872千円	99,473千円	408,839千円	6,929千円

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
6,354千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
大　津　市	46.4歳	377,973　円	458,899　円
市町村平均	47.7歳	356,139　円	526,674　円
事　業　者	－		－

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

大津市(ガス事業)	大津市(普通会計)
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,686　千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,571　千円
(令和3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分	(令和元年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　無し

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

大津市(ガス事業)				大津市(普通会計)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定　年	(支給率)	自己都合	応募認定	定　年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	4,158 千円	2,946 千円	5,098 千円	1人当たり平均支給額	779 千円	18,853 千円	20,212 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)			24,421 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年決算)			413,915 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
大津市内	10.0 %	58 人	10.0 %

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	270千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	9,643円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	47.5%
手当の種類(手当数)	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	― 千円	回数　100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	167千円	日額　350円 (深夜)525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	― 千円	日額　260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2)下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	― 千円	(1)日額　300円 (2)日額　500円(5時間以上) (2)日額　300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1)地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2)交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3)水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	87千円	(1)日額　220円 (2)日額　300円 (深夜)450円 (3)日額　220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	― 千円	日額　350円 (深夜)525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2)異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3)異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助業務	16千円	(1)日額　480円 (2)日額　730円 (3)日額　730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	― 千円	日額　300円 (深夜)500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	― 千円	日額　200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1)正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2)正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	― 千円	(1)回数　400円 (2)回数　5,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	14,681　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	367　千円
支給実績(令和2年度決算)	13,477　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	306　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注）２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異　　同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	・配偶者　課長級以下 6,500円 次長級　3,500円 部長級　支給しない ・子　10,000円 ・父母等　課長級以下 6,500円 次長級　3,500円 部長級　支給しない ・16歳から22歳までの子についての加算　5,000円	同じ		9,713千円	242,825円
住居手当	・借家(最高限度額)　30,000円	同じ		3,850千円	320,833円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階に手当額を設定	同じ		6,750千円	129,808円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長　118, 400円 ・職務の級、8級に属する次長　96, 900円 ・職務の級、7級に属する課長　79, 500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐　61, 900円	同じ		15,142千円	796,947円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		― 千円	― 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		4千円	1,333円
管理職員特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職　10,000円　・次長相当職　8,500円 ・課長相当職　7,000円　・課長補佐相当職　6,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職　5,000円　・次長相当職　4,300円 ・課長相当職　3,500円　・課長補佐相当職　3,000円	同じ		31千円	4,429円